



報道関係者 各位

令和元年6月17日  
宮城労働局労働基準部健康安全課  
健康安全課長 西村 秀樹  
主任産業安全専門官 大山 晶弘  
(電話) 022-299-8839

## 死亡災害撲滅のための緊急対策を実施

### — 労働災害による死亡者急増を受け —

宮城労働局（局長 <sup>しろた</sup> 代田 <sup>まさひこ</sup> 雅彦）は、労働災害による死亡者が急増している状況を踏まえ、6月17日（月）から7月31日（水）の間、死亡災害撲滅のための緊急対策を実施することとしましたので、公表します。

#### 【ポイント】

（背景）：詳細は後記1参照

- 本年1月から5月末までの労働災害による死亡者数は10人となり、前年同月比で2人増加している。特に本年4月以降死亡災害が多発、昨年を上回るペースであり、4月～5月の死亡者数は過去10年で最悪の状況。

（対策の主な内容）：詳細は後記2参照

- 「Safe Work ゼロ災 Miyagi」のロゴマーク（別添4参照）の制定・普及による事業場の安全意識の高揚（初の取組）
- 労働局長による現場パトロールの実施：6月25日（火）午前9時30分から（予定）  
工事名：堤通雨宮町IV計画新築工事  
施工者：株式会社大林組 東北支店 作業所長 八木澤 勝雄

集合場所：株式会社大林組 雨宮工事事務所（会議室）  
（仙台市青葉区堤通雨宮町10-6 TEL022-725-6735）

内 容：別添5「令和元年度全国安全週間公開安全パトロール実施要領」のとおり  
パトロール実施者：宮城労働局・仙台労働基準監督署、建設業労働災害防止協会  
宮城県支部

- 各労働基準監督署による一斉パトロール日の設定（初の取組）

## 記

### 1 本年1月～5月までの労働災害発生状況（速報）

- 休業4日以上<sup>1</sup>の死傷者数は772人となり、昨年同期に比べ218人（22.0%）の減少となった。
- 一方、死亡者は5月末時点で10人となっている。昨年1年間の死亡者は、震災以降最も多い23人であったが、本年はそれを上回るペースになっており、特に**本年4月以降、死亡災害が多発している。4月～5月だけでも6件もの死亡災害が発生しており、過去10年間（平成22年以降）で最悪の状況となっている。**（別添1、2、3参照）

### 2 死亡災害撲滅のための緊急対策

上記1の状況を踏まえ、死亡災害の撲滅を目指し、6月17日～7月31日の間、関係機関・団体と連携して、以下の県内初の取組も含めた緊急対策を実施する。

- 「Safe Work ゼロ災 Miyagi」のロゴマーク（別添4参照）を制定し、労働災害防止活動の推進、事業場内外の安全意識の高揚等を目的とする場合には自由に利用できることとし、その普及を図る。なお、この取組は、今後取組期間終了後も継続的に実施する。（**初の取組**）
- 宮城労働局長が建設現場のパトロール等を実施する。（再掲（別添5参照））
- 一斉パトロール日を設定し、労働局及び県内各労働基準監督署（5署）、関係団体等が一斉に製造現場、建設現場等のパトロール等を実施する。（**初の取組**）（局長によるパトロール実施日とする予定。）  
また、当該日以外にも、期間中は集中的なパトロール等を実施する。
- 関係団体と連携し、各事業場の安全に関する自己診断を実施する。

平成31年（令和元年）労働災害発生状況

別添 1

令和1年6月4日作成

宮城労働局

業種別	年別	平成28年全期		平成29年全期		平成30年全期 (確定値)		平成30年 1月～5月		平成31年 1月～5月		前年同月増減			
		死傷者数	死亡	死傷者数	死亡	死傷者数	死亡	死傷者数	死亡	死傷者数	死亡	増減数	増減率	増減数	増減率
<b>全産業</b>		<b>2467</b>	<b>16</b>	<b>2385</b>	<b>17</b>	<b>2589</b>	<b>23</b>	<b>990</b>	<b>8</b>	<b>772</b>	<b>10</b>	<b>-218</b>	<b>-22.0%</b>	<b>2</b>	<b>25.0%</b>
<b>製造業</b>		<b>474</b>	<b>4</b>	<b>473</b>	<b>1</b>	<b>502</b>	<b>4</b>	<b>184</b>	<b>1</b>	<b>154</b>	<b>1</b>	<b>-30</b>	<b>-16.3%</b>		
食料品製造業		215	1	203		224		87		69		-18	-20.7%		
水産食料品製造業		86	1	69		67		20		30		10	50.0%		
その他		129		134		157		67		39		-28	-41.8%		
繊維工業、衣服その他の繊維製品製造		7	1	1		7		1		2			100.0%		
木材・木製品製造業		14		23		23		13		5		-8	-61.5%		
家具・装備品製造業		3				6		3		2		-1	-33.3%		
パルプ・紙・紙加工品製造業		4		6		5		1		3		2	200.0%		
印刷・製本業		6		16		6		1		1					
化学工業		20		19		20		7		5		-2	-28.6%		
窯業土石製品製造業		26	1	20		25		10		11		1	10.0%		
鉄鋼業、非鉄金属製造業		10		9	1	11	1	4		6	1	2	50.0%	1	
金属製品製造業		53		43		57		13		14		1	7.7%		
一般機械器具製造業		20		18		17		3		4		1	33.3%		
電気機械器具製造業		31		27		20		10		12		2	20.0%		
輸送用機械等製造業		28		32		28	3	13	1	5		-8	-61.5%	-1	-100.0%
造船業		13		12		14	3	7	1	2		-5	-71.4%	-1	-100.0%
その他		15		20		14		6		3		-3	-50.0%		
電気・ガス・水道業		2		4		5		3		2		-1	-33.3%		
その他の製造業		35	1	52		48		15		13		-2	-13.3%		
<b>鉱業</b>		<b>8</b>		<b>8</b>		<b>10</b>		<b>4</b>		<b>3</b>		<b>-1</b>	<b>-25.0%</b>		
土石採取業		7		8		9		4		3		-1	-25.0%		
その他		1				1									
<b>建設業</b>		<b>432</b>	<b>5</b>	<b>350</b>	<b>5</b>	<b>336</b>	<b>7</b>	<b>126</b>	<b>3</b>	<b>121</b>	<b>4</b>	<b>-5</b>	<b>-4.0%</b>	<b>1</b>	<b>33.3%</b>
土木工事業		149	4	123	2	123	2	45	1	44	2	-1	-2.2%	1	100.0%
建築工事業		239	1	179	3	156	3	60	1	62	2	2	3.3%	1	100.0%
鉄骨・鉄筋コン造家屋建築工事		60	1	48	2	43	2	17	1	19		2	11.8%	-1	-100.0%
木造家屋建築工事業		120		86		54		23		26	2	3	13.0%	2	
建築設備工事業		22		17	1	18	1	7		6		-1	-14.3%		
その他の建築工事業		37		28		41		13		11		-2	-15.4%		
その他の建設業		44		48		57	2	21	1	15		-6	-28.6%	-1	-100.0%
<b>運輸交通業</b>		<b>353</b>		<b>378</b>	<b>2</b>	<b>377</b>	<b>4</b>	<b>164</b>	<b>1</b>	<b>127</b>	<b>1</b>	<b>-37</b>	<b>-22.6%</b>		
鉄道・軌道・水運・航空業		4		13		5		4				-4	-100.0%		
道路旅客運送業		52		47		36		22		12		-10	-45.5%		
道路貨物運送業		292		313	2	332	4	136	1	115	1	-21	-15.4%		
その他の運輸交通業		5		5		4		2				-2	-100.0%		
<b>貨物取扱業</b>		<b>13</b>		<b>18</b>		<b>29</b>	<b>1</b>	<b>11</b>		<b>9</b>		<b>-2</b>	<b>-18.2%</b>		
陸上貨物取扱業		13		11		18	1	6		3		-3	-50.0%		
港湾運送業				7		11		5		6			20.0%		
<b>農業</b>		<b>14</b>		<b>12</b>		<b>26</b>	<b>1</b>	<b>7</b>	<b>1</b>	<b>2</b>		<b>-5</b>	<b>-71.4%</b>	<b>-1</b>	<b>-100.0%</b>
<b>林業</b>		<b>37</b>	<b>1</b>	<b>29</b>		<b>32</b>	<b>1</b>	<b>11</b>		<b>10</b>	<b>1</b>	<b>-1</b>	<b>-9.1%</b>	<b>1</b>	
<b>畜産・水産業</b>		<b>21</b>		<b>17</b>	<b>1</b>	<b>19</b>		<b>7</b>		<b>4</b>		<b>-3</b>	<b>-42.9%</b>		
<b>商業</b>		<b>438</b>	<b>1</b>	<b>376</b>	<b>5</b>	<b>467</b>	<b>2</b>	<b>186</b>	<b>2</b>	<b>142</b>	<b>1</b>	<b>-44</b>	<b>-23.7%</b>	<b>-1</b>	<b>-50.0%</b>
卸売業、小売業		386	1	339	4	415	2	170	2	119	1	-51	-30.0%	-1	-50.0%
その他		52		37	1	52		16		23		7	43.8%		
金融・広告業		32	2	33		26		8		10		2	25.0%		
映画・演劇業				1											
<b>通信業</b>		<b>54</b>		<b>53</b>		<b>50</b>		<b>24</b>		<b>13</b>	<b>1</b>	<b>-11</b>	<b>-45.8%</b>	<b>1</b>	
<b>教育・研究業</b>		<b>10</b>		<b>17</b>	<b>1</b>	<b>29</b>		<b>8</b>		<b>3</b>		<b>-5</b>	<b>-62.5%</b>		
<b>保健衛生業</b>		<b>213</b>		<b>229</b>		<b>261</b>		<b>98</b>		<b>69</b>		<b>-29</b>	<b>-29.6%</b>		
<b>接客娯楽業</b>		<b>170</b>		<b>175</b>		<b>168</b>	<b>1</b>	<b>59</b>		<b>54</b>		<b>-5</b>	<b>-8.5%</b>		
旅館業		33		42		43	1	16		13		-3	-18.8%		
ゴルフ場		12		10		11		5		2		-3	-60.0%		
その他		125		123		114		38		39		1	2.6%		
<b>清掃・と畜業</b>		<b>108</b>	<b>1</b>	<b>110</b>	<b>2</b>	<b>134</b>	<b>1</b>	<b>55</b>		<b>30</b>		<b>-25</b>	<b>-45.5%</b>		
ビルメンテナンス業		48	1	63		75		36		10		-26	-72.2%		
廃棄物処理業		51		41	2	53	1	17		18			5.9%		
その他		9		6		6		2		2					
<b>官公署</b>		<b>1</b>		<b>2</b>		<b>2</b>		<b>1</b>		<b></b>		<b>-1</b>	<b>-100.0%</b>		
<b>その他の事業</b>		<b>89</b>	<b>2</b>	<b>104</b>		<b>121</b>	<b>1</b>	<b>37</b>		<b>21</b>	<b>1</b>	<b>-16</b>	<b>-43.2%</b>	<b>1</b>	
警備業		43	1	23		48		21		5	1	-16	-76.2%	1	
その他		46	1	81		73	1	16		16					
<b>陸上貨物運送業</b>		<b>305</b>		<b>324</b>	<b>2</b>	<b>350</b>	<b>5</b>	<b>142</b>	<b>1</b>	<b>118</b>	<b>1</b>	<b>-24</b>	<b>-16.9%</b>		
<b>第三次産業</b>		<b>1115</b>	<b>6</b>	<b>1100</b>	<b>8</b>	<b>1258</b>	<b>5</b>	<b>476</b>	<b>2</b>	<b>342</b>	<b>3</b>	<b>-134</b>	<b>-28.2%</b>	<b>1</b>	<b>50.0%</b>
<b>小売業</b>		<b>310</b>		<b>286</b>	<b>3</b>	<b>329</b>	<b>2</b>	<b>130</b>	<b>2</b>	<b>103</b>	<b>1</b>	<b>-27</b>	<b>-20.8%</b>	<b>-1</b>	<b>-50.0%</b>
<b>飲食店</b>		<b>96</b>		<b>105</b>		<b>94</b>		<b>31</b>		<b>33</b>		<b>2</b>	<b>6.5%</b>		
<b>社会福祉施設</b>		<b>170</b>		<b>171</b>		<b>203</b>		<b>77</b>		<b>61</b>		<b>-16</b>	<b>-20.8%</b>		

1. 死傷件数は平成31年5月末日までに発生した災害について 6月4日までに確認できた労働者死傷病報告（休業4日以上）により計上しています。  
 2. 死亡件数については、前月末までに把握したもの（速報）により計上しており、死傷者数の内数となっています。  
 3. 陸上貨物運送業は、道路貨物運送業と陸上貨物取扱業の合計です。  
 4. 第三次産業は、商業、金融・広告業、映画・演劇業、通信業、教育・研究業、保健衛生業、接客娯楽業、清掃・と畜業、官公署、その他の事業の合計です。

平成31年 宮城県内における死亡災害発生の概要

別添 2

(公表用)

= 東日本大震災復旧作業

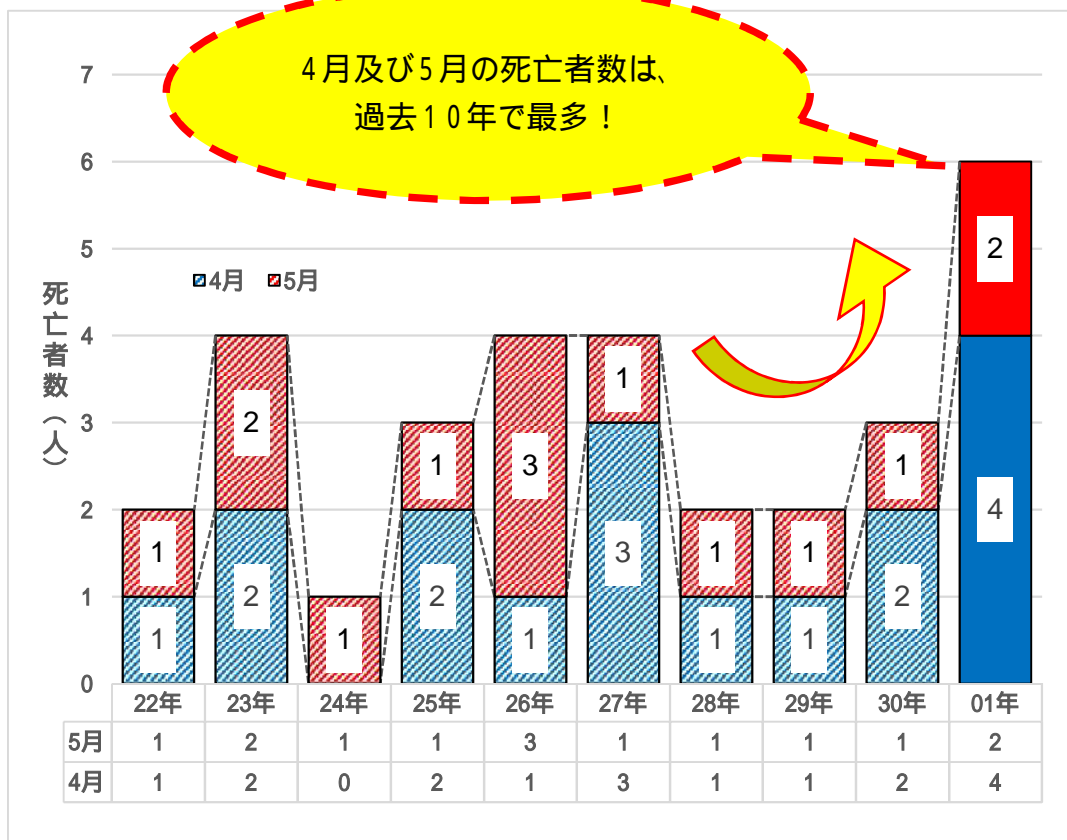
令和元年6月4日現在速報

番号	発 生 年 月	事故の型	業 種	災害の内容
	時 間 帯	起因物	労働者数	
1	H31.2	墜落、転落	土木工事業 (3.1.11)	防潮堤工事現場において、高さ約5mの防潮堤の上に設置された仮設足場に乗し、天端仕上げ作業の準備中、強風により当該足場と共に墜落し、数日後に死亡した。
	10時頃	足場	1人～9人	
2	H31.2	交通事故 (道路)	一般貨物運送 事業(4.3.1)	公道脇にある小売店の駐車場でトラックにタイヤチェーンの装着作業を行っていたところ、公道を走行していたトラックが凍結した路面でスリップし、激突した。
	7時頃	トラック	50人～99人	
3	H31.2	交通事故 (道路)	通信業 (11.1.1)	作業の下見のため、県道交差点を自転車で走行中、左側から走行してきたトラックに衝突された。
	15時頃	トラック	100人～199人	
4	H31.3	おぼれ	警備業 (17.2.1)	社有車で街灯のない港の巡回警備を行っていたところ、社有車ごと海に転落し運転手が溺死した。
	3時頃	乗用車	200人～299人	
5	H31.4	激突され	林業 (6.2.9)	民家裏山において立木(直径約40cm)の伐採作業中、林業用重機で立木を押し倒したところ、立木付近にいた被災者に立木が激突した。
	15時頃	伐木等機械	1人～9人	
6	H31.4	はさまれ、 巻き込まれ	その他の小売 業(8.2.9)	就業施設附属の駐車場内を歩いていたところ、乗用車に轢かれた。
	19時頃	乗用車	1人～9人	
7	H31.4	墜落、転落	木造家屋建築 工事業 (3.2.2)	雨どいの設置工事の為、高さ約5mの屋根上で作業を行っていたところ墜落した。
	11時頃	屋根	1人～9人	
8	H31.4	はさまれ、 巻き込まれ	土地整理土木 工事業 (3.1.9)	宅地の地ならし作業中、ドラグショベル付近にいた被災者が後退してきたドラグショベルに轢かれた。
	10時頃	掘削用機械	1人～9人	
9	R1.5	墜落、転落	木造家屋建築 工事業 (3.2.2)	高さ約4mの梁上で、梁間につなぎを入れようと片足をつなぎに乗せた状態で、掛矢でつなぎを打ったところ、つなぎがホゾからはずれ、つなぎもろとも墜落した。
	13時頃	はり	1人～9人	
10	R1.5	激突され	製鉄・製鋼・ 圧延業 (1.10.1)	門型クレーンで、荷の移動作業を一人で行っていた被災者が、架台の上で荷の下敷きとなった。
	13時頃	クレーン	300～399人	

(注)速報をとりまとめたものであり、今後、修正・削除される可能性がある。

## 宮城局における死亡災害発生状況

### 1 死亡者数の年別・4～5月期の推移（過去10年間）



### 2 死亡者数の年別・月別推移（過去10年間）

	死亡者数（人）												
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	計
22年	4	1	0	1	1	3	4	1	1	1	2	3	22
23年	3	0	3	2	2	2	2	2	2	3	1	1	23
24年	2	0	3	0	1	1	3	1	2	1	2	2	18
25年	2	1	0	2	1	4	2	1	1	1	0	2	17
26年	2	1	5	1	3	2	2	0	0	1	1	4	22
27年	3	2	4	3	1	0	1	1	3	1	1	2	22
28年	2	2	5	1	1	2	0	2	1	0	0	0	16
29年	2	3	3	1	1	0	1	1	2	1	1	1	17
30年	1	3	1	2	1	2	4	2	4	1	1	1	23
01年	0	3	1	4	2	-	-	-	-	-	-	-	10

令和元年の死亡者数は10人と前年同期の8人を上回る！



## 「Safe Work」とは・・・

「Safe Work」は、「労働災害を防止し、労働者が健康で安全に働くことができる職場環境を実現する」との意思を示すものであり、国連の専門機関であるILO（国際労働機関）においても使われているフレーズです。

また、Workの「k」の文字は、安全確認のための指差呼称をする人を模したものとしています。

背景は、「未来への架け橋」と虹をイメージした弧と、現在の宮城の基礎を築いた伊達政宗の兜の前立てをモチーフにした三日月をデザインし、それぞれ自然豊かな宮城の緑と、発展の象徴である金色系としています。

本ロゴマークは、「労働災害防止の推進」、「事業場内外の安全意識の高揚」等を目的とする場合には自由にお使いいただけますので、「Safe Work」をキャッチフレーズとした労働災害防止に取り組んでいただきたいと思います。

宮城労働局

# 「Safe Work ゼロ災 Miyagi」ロゴマーク使用取扱規程

宮 城 労 働 局  
令和元年6月14日制定

## ( 趣 旨 )

第1条 この規程は、「Safe Work ゼロ災 Miyagi」ロゴマーク（以下「ロゴマークという。」）を使用する場合の取扱いに関し、必要な事項を定める。

## ( 使用できる者 )

第2条 労働災害防止活動の推進、事業場内外の安全意識の高揚等を目的とする場合に限り、何人もロゴマークを使用することができる。

ただし、次の各号のいずれかに該当するものを除く。

- ( 1 ) 宮城労働局の品位を傷つけ又は傷つけるおそれがあるとき
- ( 2 ) 自己の商標や意匠とするなど、独占的に使用する又は使用するおそれのあるとき
- ( 3 ) 法令又は公序良俗に反し又は反するおそれのあるとき
- ( 4 ) 特定の個人、政党、宗教団体を支援又は公認しているような誤解を与える又は与えるおそれのあるとき
- ( 5 ) その他その使用が著しく不適當であるとき

## ( 違反等に対する取扱い )

第3条 使用者が、前条に定める事項を遵守しなかったとき、その他この規程に違反したときは、宮城労働局長はその使用を差止めの請求又は必要な指示等（以下「請求等」という。）を行う。その場合、使用者は直ちに、その請求等に従わなければならない。

## ( 補 則 )

第4条 この規程に定めるもののほかロゴマークの取扱いに係る必要な事項は、宮城労働局長が別に定める。

## 附 則

この規程は、令和元年6月14日より施行する。

令和元年 6 月 17 日現在

## 令和元年度 全国安全週間公開安全パトロール実施要領

宮城労働局労働基準部健康安全課

## 1 趣旨

本年における宮城県内の死亡災害（全業種）は 10 人と前年同期の 8 人を上回っており、特に 4 月から 5 月にかけて死亡災害が多発し、4 月及び 5 月の死亡災害は過去 10 年で最多となっているところである。

この極めて憂慮すべき事態を踏まえ、宮城労働局においては、労働災害防止を広く呼び掛け、その取組を促進するため、全国安全週間準備期間中において『公開安全パトロール』を実施する。

2 日時 令和元年 6 月 25 日（火） 午前 9 時 30 分から午前 12 時まで

## 3 パトロール対象現場

工事名：堤通雨宮町 計画新築工事  
所在地：仙台市青葉区堤通雨宮町 10 - 6  
統括管理（元請）：株式会社 大林組東北支店

## 4 パトロール実施者

宮城労働局  
仙台労働基準監督署  
建設業労働災害防止協会宮城県支部

## 5 パトロール実施予定表

時刻	所要時間	内容	担当者	場所
9:30		現場集合		会議室
9:45～9:50	5分	労働局挨拶		〃
9:50～9:55	5分	施工業者挨拶	施工業者	〃
9:55～	5分	出席者紹介 労働局・施工業者		〃
10:00～10:20	20分	工事概要・当日の作業状 況・安全管理状況の説明	施工業者	〃
10:20～11:10	50分	安全パトロール		現場
11:10～	10分	労働局打合せ		会議室
11:20～	30分	講評・意見交換		〃
11:50～	5分	施工業者挨拶	施工業者	〃
11:55		現場退場		〃



( 参 考 )

報道関係者の皆様へ

<取材に当たっての留意事項(お願い)>

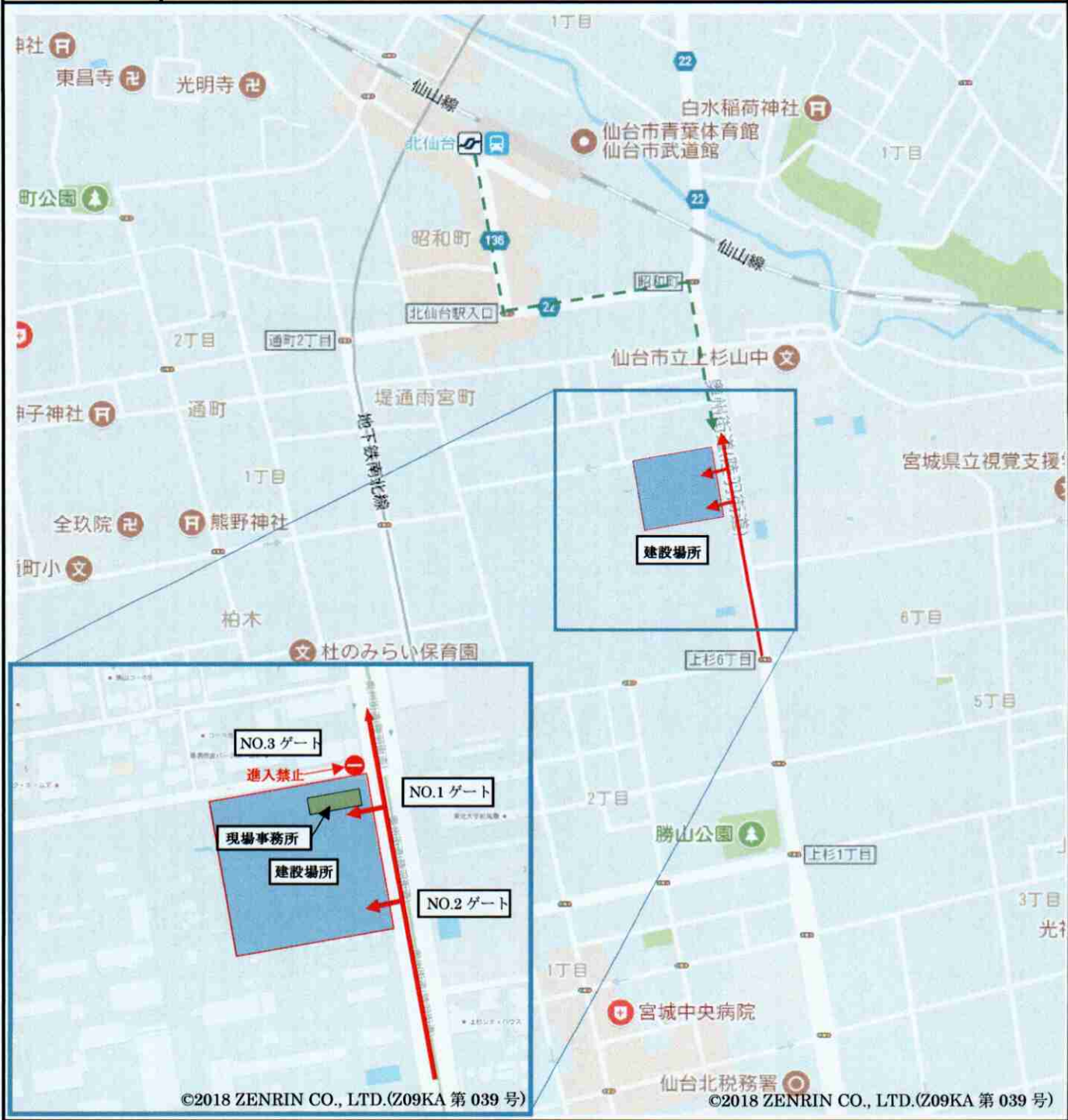
- 1.当日は、午前9時30分までに「現場事務所会議室」にお集まりいただきますようお願いします。別紙「現場(事務所)案内図」を参照願います。
- 2.お車でお越しの方は、当日の作業状況から現場事務所敷地内への駐車はできませんので、大変恐縮ですが、現場周りの有料駐車場をご利用いただきますようお願いいたします。
- 3.保護帽(ヘルメット)の持参をお願いいたします。
- 4.取材に際しては、安全確保等のため、現場工事関係者の指示に従って取材いただきますようお願いいたします。

一部室内箇所につきまして撮影制限がございます。

- 5.終了は、午前12時を予定しております。

## 現場(事務所)案内図

工事事務所名	雨宮工事事務所		
工事名称	(仮称)堤通雨宮町IV計画 新築工事	所長名	八木澤 勝雄
所在地	事務所	TEL 022-725-6735 FAX 022-725-6736 〒981-0914 宮城県仙台市青葉区堤通雨宮町 10-6 大林組雨宮工事事務所	
	現場	宮城県仙台市青葉区堤通雨宮町 10-6	
交通機関	仙台市営地下鉄 北仙台 駅 駅より徒歩 650m 約 8分 (現場)		
備考	建設場所の東・北面の道路は駐停車禁止		



# 全国安全週間

期 間：令和元年7月1日(月)～7日(日)

【準備期間：令和元年6月1日(土)～30日(日)】

スローガン

あら じだい  
新たな時代に PDCA  
きず さいしょくば  
みんなで築こう ゼロ災職場

全国安全週間は、昭和3年に初めて実施されて以来、「人命尊重」という崇高な基本理念の下、「産業界での自主的な労働災害防止活動を推進し、広く一般の安全意識の高揚と安全活動の定着を図ること」を目的に、一度も中断することなく続けられ、今年で92回目を迎えます。

この間、事業場では、労使が協調して労働災害防止対策が展開されてきました。この努力により労働災害は長期的には減少しており、平成30年の労働災害については、死亡災害は過去最低となりました。しかし、休業4日以上之死傷災害については、転倒災害の増加等により3年連続で前年を上回ります。また、平成30年には、労働災害の防止のために、国、事業者、労働者などの関係者が重点的に取り組む事項を定めた「第13次労働災害防止計画」や、企業での自主的な安全衛生管理のための取組を体系的かつ継続的に実施するための仕組みである「労働安全衛生マネジメントシステム」に関するJISが制定されました。

こうした状況を踏まえ、皆様の職場におきましても、「新たな時代に PDCA みんなで築こう ゼロ災職場」のスローガンのもと、事業者が労働者の協力の下に、マネジメントシステムの基本をなす PDCA サイクル「計画(Plan) - 実施(Do) - 評価(Check) - 改善(Act) という一連の過程」を確立し、事業場での自主的な安全衛生管理をより一層推進するとともに、安全な職場環境を形成していただくようお願いします。

主唱 厚生労働省、中央労働災害防止協会  
協賛 建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会  
港湾貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会

※裏面の「平成31年度全国安全週間実施要綱について」もご覧ください。

## 実施者の実施事項

### ① 安全衛生活動の推進

- ア. 安全衛生管理体制の確立**
  - (ア) 年間を通じた安全衛生計画の策定、安全衛生規程及び安全作業マニュアルの整備 (イ) 経営トップによる統括管理、安全管理者等の選任 (ウ) 安全衛生委員会の設置及び労働者の参画を通じた活動の活性化 (エ) 労働安全衛生マネジメントシステムの導入等によるPDCAサイクルの確立
- イ. 職業生活における安全衛生教育計画の樹立と効果的な安全衛生教育の実施等**
  - (ア) 経営トップから第一線の現場労働者までの階層別の安全衛生教育の実施、特に、雇入れ時教育の徹底及び未熟練労働者に対する教育の実施 (イ) 就業制限業務、作業主任者を選任すべき業務での有資格者の充足 (ウ) 災害事例、安全作業マニュアルを活用した教育内容の充実 (エ) 労働者の安全作業マニュアルの遵守状況の確認
- ウ. 自主的な安全衛生活動の促進**
  - (ア) 発生した労働災害の分析及び再発防止対策の徹底 (イ) 職場巡視、4S活動(整理、整頓、清掃、清潔)、KY(危険予知)活動、ヒヤリ・ハット等の日常的な安全活動の充実・活性化
- エ. リスクアセスメントの実施**
  - (ア) リスクアセスメントによる機械設備等の安全化、作業方法の改善 (イ) SDS(安全データシート)等により把握した危険有害性情報に基づく化学物質のリスクアセスメント及びその結果に基づく措置の推進(「ラベルでアクション」の取組の推進)
- オ. その他の取組**
  - (ア) 安全に係る知識や労働災害防止のノウハウの着実な継承 (イ) 外部の専門機関、労働安全コンサルタントを活用した安全衛生水準の充実

### ② 業種の特性に応じた労働災害防止対策

- ア. 建設業における労働災害防止対策**
  - (ア) 一般的事項 a 足場等からの墜落・転落防止対策の実施、手すり先行工法の積極的な採用、改正された法令に基づくフルハーネス型墜落制止用器具の積極的な導入と適切な使用 b 職長、安全衛生責任者等に対する安全衛生教育の実施 c 元方事業者による統括安全衛生管理、関係請負人に対する指導の実施 d 建設工事の請負契約における適切な安全衛生経費の確保 (イ) 東日本大震災及び平成 28 年熊本地震に伴う復旧・復興工事の労働災害防止対策 a 輻輳工事における適正な施工計画、作業計画の作成及びこれらに基づく工事の安全な実施 b 一定の工事エリア内で複数の工事が近接・密集して実施される場合、発注者及び近接工事の元方事業者による工事エリア別協議組織の設置
- イ. 製造業における労働災害防止対策**
  - (ア) 機械の危険部分への覆いの設置等によるはさまれ・巻き込まれ等防止対策の実施 (イ) 機能安全を活用した機械設備安全対策の推進 (ウ) 作業停止権限等の十分な権限を安全担当者に付与する等の安全管理の実施 (エ) 装置産業の事業場における高経年施設・設備の計画的な更新、優先順位を付けた点検・補修等の実施 (オ) 製造業安全対策官民協議会で開発された、多くの事業場で適応できる「リスクアセスメントの共通化手法」の活用等による、自主的なリスクアセスメントの実施
- ウ. 林業の労働災害防止対策**
  - (ア) チェーンソーを用いた伐木及び造材作業における保護具、保護衣等の着用並びに適切な作業方法の実施 (イ) 木材伐出機械等を使用する作業における安全の確保
- エ. 陸上貨物運送事業における労働災害防止対策**
  - (ア) 荷台等からの墜落・転落防止対策、保護帽の着用の実施 (イ) 積みおろしに配慮した積み付け等による荷崩れ防止対策の実施 (ウ) 歩行者立入禁止エリアの設定等によるフォークリフト使用時の労働災害防止対策の実施 (エ) トラックの逸走防止措置の実施 (オ) トラック後退時の後方確認、立ち入り制限の実施
- オ. 小売業、社会福祉施設、飲食店等の第三次産業における労働災害防止対策**
  - (ア) 全社的な労働災害の発生状況の把握、分析 (イ) 経営トップの意向を踏まえた安全衛生方針の作成、周知 (ウ) 職場点検、4S活動(整理、整頓、清掃、清潔)、KY(危険予知)活動、危険の「見える化」、ヒヤリ・ハット活動等の安全活動の活性化 (エ) 安全衛生担当者の配置、安全衛生教育の実施、安全意識の啓発

### ③ 業種横断的な労働災害防止対策

- ア. 転倒災害防止対策(STOP!転倒災害プロジェクト)**
  - (ア) 作業通路における段差や凹凸、突起物、継ぎ目等の解消 (イ) 照度の確保、手すりや滑り止めの設置 (ウ) 危険箇所の表示等の危険の「見える化」の実施 (エ) 転倒災害防止のため安全衛生教育時における視聴覚教材の活用
- イ. 交通労働災害防止対策**
  - (ア) 適正な労働時間管理、走行計画の作成等の走行管理の実施 (イ) 飲酒による運転への影響や睡眠時間の確保等に関する安全衛生教育の実施 (ウ) 災害事例、交通安全情報マップ等を活用した交通安全意識の啓発 (エ) 飲酒、疲労、疾病、睡眠、体調不良の有無等を確認する乗務開始前の点呼の実施
- ウ. 非正規雇用労働者、外国人労働者等に対する労働災害防止対策**
  - (ア) 雇入れ時教育の徹底・内容の充実 (イ) 非正規雇用労働者、技能実習生等の外国人労働者を含めた安全管理の徹底や安全活動の活性化 (ウ) 母国語や視聴覚教材の活用等、外国人労働者に理解できる方法による安全衛生教育の実施 (エ) 派遣労働者における派遣元・派遣先責任者間の連絡調整の実施 (オ) 高齢労働者に配慮した職場改善の実施
- エ. 熱中症予防対策(STOP!熱中症 クールワークキャンペーン)**
  - (ア) WBGT値(暑さ指数)の把握とその結果に基づく適正な作業環境管理、休憩時間の確保を含む作業管理の実施 (イ) 計画的な熱への順化期間(熱に慣れ、その環境に適応する期間)の設定 (ウ) 自覚症状の有無にかかわらず水分・塩分の積極的摂取 (エ) 熱中症の発症に影響を与えるおそれのある疾患(糖尿病等)を有する者に対する配慮、日常の健康管理や健康状態の確認 (オ) 熱中症予防に関する教育の実施 (カ) 異常時の速やかな病院への搬送や救急隊の要請 (キ) 熱中症予防管理者の選任と職場巡視等

職場の安全、全国安全週間に関する情報はこちらでも発信しています！

厚生労働省	<a href="https://www.mhlw.go.jp/index.html">https://www.mhlw.go.jp/index.html</a>	厚生労働省 安全衛生
中央労働災害防止協会	<a href="https://www.jisha.or.jp/">https://www.jisha.or.jp/</a>	中央労働災害防止協会 安全週間
あんぜんプロジェクト	<a href="http://anzeninfo.mhlw.go.jp/index.html">http://anzeninfo.mhlw.go.jp/index.html</a>	あんぜんプロジェクト
職場のあんぜんサイト	<a href="http://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzenproject/index.html">http://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzenproject/index.html</a>	職場のあんぜんサイト

詳しくは、最寄りの都道府県労働局または労働基準監督署にご相談ください。

厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署